

森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和5年3月1日

京都市長 門川大作

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	面積	備考
1	北区中川東山68 地内	0.23 h a	京都集計 R4-1
2	北区杉阪東谷45 地内	3.23 h a	京都集計 R4-2

2 縦覧場所

- (1) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所内（本庁舎B1階）
産業観光局農林振興室林業振興課
- (2) 京都市右京区京北周山町上寺田1-1
京北合同庁舎内
産業観光局京北・左京山間部農林業振興センター

3 縦覧期間

令和5年3月1日から令和10年3月31日まで

4 権利の設定

本公告により、京都市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定されます。

(産業観光局農林振興室林業振興課)